

令和5年4月1日  
個人情報保護委員会  
事務局総務課

## 特定個人情報保護評価に関する規則の改正等について

今般、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「整備法」という。）の一部が令和5年4月1日に施行されることに伴い、特定個人情報保護評価に関する規則の改正等を行いましたので、お知らせいたします。主な変更点は下記のとおりです。

### 記

整備法の一部施行により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正されたこと等に伴い、

- ・ 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）
- ・ 特定個人情報保護評価指針の解説（別添資料を含む。）

のうち、改正等のあった法令を引用している部分等について、必要な改正等を行いました。※

※ 特定個人情報保護評価に関する規則については、特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する規則（令和5年個人情報保護委員会規則第2号）により改正（令和5年4月1日施行）。

以上